

幕張 3 2 7 号線外舗装改良工事（花 8－1）

特 記 仕 様 書

千葉市 建設局 土木部

花見川・稲毛土木事務所維持建設課

総 則

(適用)

- 第1条 この特記仕様書は、「千葉市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書による。
- 3 この工事の設計図書に定めのない工事関係書類は、「土木工事書類作成マニュアル」による。
- 4 この特記仕様書に記載している要綱、要領、基準書等は最新のものによる。

(監督職員)

- 第2条 監督職員とは、「千葉市建設工事工事請負契約約款」（以下「契約書」という。）第9条の規定による者であり、「千葉市工事執行規則」第12条の規定に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

なお、本工事の監督職員は、「千葉市土木工事監督事務処理要領」第8条の規定に基づき、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

(工事用地等の使用)

- 第3条 用地境界杭には十分注意し施工すること。また、境界杭を破損した場合は責任をもって対処すること。

(施工体制台帳及び施工体系図)

- 第4条 工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その額にかかわらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。施工体系図には、警備会社の会社名、現場責任者名、工期を記載すること。

なお、施工体制台帳は、以下の項目を記載しなければならない。

- (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施工規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 健康保険等の加入状況
- (4) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- (5) 作業員名簿

(建設副産物の処理及び再生資材の利用)

第5条 建設副産物の処理及び再生資材の利用については、次の各号による。

1 共通事項

- 1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「コブリス・プラス」により作成し、発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムから出力し提出すること。

- 2) 500 m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認や発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認を行い、確認結果票を発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存すること。

- 3) 建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式—1）を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式—2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員へ提出すること。
- 5) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるよう常に整理しておくこと。

幕張327号線

建設副産物の種類	搬出先施設名	住所	運搬距離
アスファルト廃材	東瀝青建設(株)船橋工場	船橋市習志野四丁目34-1他	7.5km

犢橋町42号線、犢橋町千種町線

建設副産物の種類	搬出先施設名	住所	運搬距離
アスファルト廃材	前田道路(株)	千葉市稲毛区六方町205	4.0km
濁水	千葉丸辰道路(株)	八千代市吉橋字内野1075-9	10.2km

(建設リサイクル法)

第6条 建設リサイクル法の処理については、次の各号によるものとする。

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- ① 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

契約書第64条 解体工事に要する費用等については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づき、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（平成30年7月）」に定めた様式3「再資源化等報告書」を監督職員に提出することとする。

なお、「再資源化等報告書」に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

(2) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ① 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」（様式2）を提出し説明を行うこととする。
- ② 「説明書」の提出は、契約に先立って行うこととする。

(産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示)

第7条 産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下

の事項を鮮明に表示すること。

(1) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示

(産業廃棄物運搬車 等)

文字の大きさ：140ポイント（約5cm）以上

(2) 排出事業者名（〇〇株式会社 等）

文字の大きさ：90ポイント（約3cm）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

(施工管理)

第8条 本工事の施工管理は、「千葉市土木工事施工管理基準及び規格値」によるものとする。なお、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2 本工事の写真管理は、「千葉市土木工事写真管理基準」によるものとする。

(施工中現場への安全パトロールについて)

第9条 工事期間中に、「千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱」、「千葉市建設工事安全対策委員会運営要領」及び「土木部事故防止巡回班規約」に基づく、土木部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

(工事中の安全確保)

第10条 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき適切な交通管理及び標示施設の設置を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2 工事期間中に配置する交通整理員は下記のとおりとする。1箇所4人とし、交代要員は1人見込んでいる。ただし、交通管理者との協議条件等により配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

	昼間作業	夜間作業	備考
交通誘導員（有資格者）	12人	—	交代要員あり
交通誘導員（有資格者以外）	32人	—	交代要員あり

※「交代要員あり」とは、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合

3 地下埋設物等に影響を与える恐れのある箇所については、埋設物等の管理者と協議

し、必要に応じて、試掘及び埋設物等の防護の実施について監督職員と協議するものとする。

- 4 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、別途監督職員が指示する「令和8年度の安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。

(安全管理について)

第11条 下水道のマンホール、管渠等（労働安全衛生法施行令第21条第9号（別表第6）に掲げる作業場）における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。

- 1 測定日時
- 2 測定方法
- 3 測定箇所
- 4 測定条件
- 5 測定結果
- 6 測定を実施した者の氏名
- 7 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

(天災対策)

第12条 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

(過積載による違法運行の防止)

第13条 受注者は、工事の施工にあたっては、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着者、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

（創意工夫）

第14条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに「千葉市工事成績評定要領」に定める別紙ー10により提出することができる。

（環境対策）

第15条 本工事の施工にあたっては、騒音及び振動には十分注意し低騒音・低振動型建設機械を使用すること。また、近隣住民の迷惑にならないように留意すること。

（環境配慮依頼）

第16条 本工事は、環境負荷を低減するため、下記のとおり環境へ配慮し、実施するものとする。

1 資材・廃土運搬時の環境配慮

- （1）過積載の禁止、最短ルートを選択及び適正運転方法等を定めた「貨物自動車使用管理マニュアル」等を作成し、従業員に徹底する。
- （2）騒音・振動の軽減に努める。
- （3）夜間及び早朝の住宅地周辺の走行を極力避ける。
- （4）渋滞時間帯の走行運搬を避ける。
- （5）違法駐車及び積荷の落下等により、車の流れを阻害しないよう十分注意する。
- （6）急発進・急加速を避ける。
- （7）アイドリングストップを励行する。
- （8）車両の点検整備を適正に行う。
- （9）車両の購入又は更新の際には、できる限り低公害型車両を導入する。

2 工事実施時の騒音・振動の低減への配慮

- （1）工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査の上、低騒音・低振動の工法及び建設機械の採用に努める。
- （2）工事の施工にあたり、周辺住民に対して、予め工事の概要、作業時間、作業期間及び騒音・振動防止対策について十分説明し、理解を得る。
- （3）周辺住民に対して苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意をもって対処する。
- （4）騒音・振動を伴う作業は、日曜、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わない。
- （5）重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、作業員の話し声及びラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮する。

3 基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮

- (1) 地下水汚染の原因となる物質を適正に管理する。
- (2) 過去の土地利用状況からみて土壌汚染の恐れがないかを調べ、必要な場合は条例、要綱等に基づき、調査、報告書の提出及び土壌汚染対策を実施する。

4 建設副産物の発生抑制及び再利用の推進

- (1) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。
 - イ 現場での不要物の除去を徹底し、再資源化施設への全量排出を図る。
- (2) 建設汚泥に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。
 - イ 現場での脱水等により減量化を図り、排出量の減少を図る。
 - ウ 安定処理等により、処理土の工事での利用を図る。
- (3) 建設混合廃棄物に関して
 - ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。
 - イ 現場内分別を徹底し、単品としてそれぞれ再資源化施設への搬出を図る。
 - ウ 部材のモジュール化、無梱包化、構造物の高寿命化等により、発生量を抑制する。
- (4) 建設発生土に関して
 - ア 建設発生土の現場内利用に努める。
 - イ 土砂を利用する工事における建設発生土の工事間流用 to 努める。
 - ウ 建設発生土の搬出先へ情報を提供する。

(工期)

第17条 工期は、雨天、休日及び工事抑制期間等を見込み、契約の翌日から120日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	30日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
検査実施調整期間	14日間

2 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：39日間／年間
- ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
- 3 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 4 当該工事は、工期に竣工後の検査実施調整期間を含んでおり、工期内検査を実施することとする。

第18条 本工事の作業区分は下表によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

（低入札工事に対する監督体制）

第19条 低入札価格調査制度における基準価格を下回る価格での入札が行われ、調査の結果履行可能と判断され契約した場合には、重点監督対象工事として工事を実施するものとする。

（低入札価格調査制度対象工事における下請負人のしわ寄せ防止）

第20条 低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人1者につき、各1回の点検を行うものとする。また、点検結果については、その都度監督員へ提出するものとする。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。

（現場代理人の常駐義務緩和）

第21条 本市が発注する建設工事で、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、

現場代理人を3件まで兼任することができる。

- (1) 請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）未満であること。
- (2) 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。
- (3) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。
- (4) 兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であつて、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること。
- (5) 兼任する工事の工事箇所が千葉市内に限ること。

（監理技術者の専任義務緩和）

第22条 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- (4) 専任特例2号による監理技術者が兼任できる工事は、本市が発注する建設工事でない限りはならない。
- (5) 請負代金の額が2億円未満であること。
- (6) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約する場合でないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体として契約する場合でないこと。

（ワンデーレスポンスの実施）

第23条 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、監督員と協議のうえ、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照

査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（ウィークリースタンスの実施）

第24条 本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。

（契約後V E方式）

第25条 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後V E方式の試行工事であり、「千葉市契約後V E方式試行要領」により実施するものとする。

「V E提案」とは設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

2 V E提案の範囲

（1）受注者がV E提案を行う範囲は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）があるものと及びそれに附帯するもののうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。

（2）以下の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

ア 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

イ 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

ウ 契約書第18条の規定に基づき、条件変更が確認された後の提案

3 V E提案書の提出

（1）受注者は、前項のV E提案を行う場合は、V E提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア V E提案書（別紙様式－1）

イ V E提案項目内容の詳細（別紙様式－2）

ウ V E提案による工事代金額の概算低減額及び算出根拠（別紙様式－3）

エ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項（別紙様式－4）

オ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項（別紙様式－4）

（2）発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（3）発注者は、受注者と協議の上、V E提案の提出期限を決定することができる。

（4）V E提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

4 VE提案の審査

- (1) VE提案の審査にあたっては、提出されたVE提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行う。
- (2) 発注者は、受注者から提案内容についてのヒアリングを実施することができる。

5 VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内にVE提案採否通知書（別紙様式－5）により受注者に通知する。ただし、受注者の同意を得た場合は、この期間を延期することができる。

また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

- (2) 発注者は、契約後VE対象工事に係る契約書追加条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2第3項の規定により請負代金額の変更を行う。
- (3) 発注者は、VE提案を適正と認めた場合は、VE提案により低減する額（消費税相当額を除く）と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合（別表）により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価点に加点する。

なお、共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分（別表）し加点する。

- (4) 加点対象工事は、VE提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式による工事のうち「契約後VE方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事によるものとする。
- (5) VE提案による加点の上限は業種毎に5点とし、加点対象期間は1ヵ年度間とする。
- (6) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

なお、この場合においても評価点の加点については、変更しない。ただし、受発注者双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、VE提案の実績とするか否かについて調整会議に諮る。

- (7) 発注者は、VE提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けない。
- (8) 発注者は、完成通知書を受領後、VE提案実績通知書（別紙様式－6）を受注者に交付する。

6 VE提案の利用

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

7 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8 その他

VE提案に必要な書類等は、技術管理課ホームページよりダウンロードすること。

(別 表) 請負代金額に対する低減額の割合

請負代金額に対する低減額の割合	加点
1 %未満	0
1 %以上 3 %未満	1
3 %以上 5 %未満	2
5 %以上 7 %未満	3
7 %以上 10 %未満	4
10 %以上	5

小数第4位四捨五入

○共同企業体の場合の計算方法

- ・業種 □□□
- ・××年度（入札公告年度の前年度）工事における上記業種による加点の合計
A社 4点、B社 3点
- ・出資比率 A : B = 60 % : 40 %
 $(4 \times 0.6 + 3 \times 0.4) = 3$ 点（小数点以下切り捨て）

施工箇所が点在する工事の積算）

第26条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「幕張327号線」・「犢橋町42号線、犢橋町千種町線」（以下「対象地区」という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の工事」である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対

象地区毎に設定する。

一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

（１日未満で完了する作業の積算）

第２７条「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- ２ 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議することができる。
- ３ 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- ４ 受注者は、協議に当って、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- ５ 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

（デジタル工事写真）

第２８条 本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。実施に際しては、別紙１「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書」によるものとする。

（情報共有システムの活用）

第２９条 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換、共有し業務の効率化を図る、情報共有システムの試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉県情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

（工事完成図書の納品）

第３０条 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品は、成果を電子成果品として納品することをいい、「電子納品運用ガイドライン」に基づき作成するものとする。

- ２ 成果品は、電子媒体で提出するものとし、提出にあたっては、電子納品チェックシステムによりエラーがないことを確認したのち、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

（概算数量発注方式）

第31条 本工事は、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約締結後に現場精査の上、設計数量を確定し契約変更を行う概算数量発注方式の対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市概算数量発注方式試行要領」に基づき実施するものとする。

2 施工数量は、受発注者間で協議のうえ、受注者が作成する「工事計画図書」により確定するものとする。

3 受注者は契約後速やかに、当初設計内容を踏まえ、現場を調査し「工事計画図書」を作成するものとする。

4 受注者は「工事計画図書」を監督職員に提出し、施工範囲、施工内容、施工数量等について指示を受けなければならない。

（週休2日制工事）

第32条 本工事は、「完全週休2日制（発注者指定型）」に取り組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市週休2日制工事実施要領」に基づき実施するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

第33条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

（建設現場の遠隔臨場）

第34条 本工事は、建設現場の遠隔臨場「受注者希望型」に取り組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事）

第35条 本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

（建設現場における快適トイレの設置）

第36条 本工事は、建設現場における快適トイレの設置を受注者の希望により設置でき

る工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市快適トイレ設置試行要領」に基づき実施するものとする。

（工事書類限定検査）

第37条 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「工事書類限定検査」の対象工事である。

2 工事書類限定検査とは、監督職員に提出した書類のうち技術検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行うものである。（作成する工事書類を限定するものではない。）

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制（下請引取検査書類を含む）	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿	⑦品質確認書
④品質規格証明資料	⑧工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査制度対象工事」又は、「重点監督対象工事」
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3 検査員が、公共工事の品質確保、安全性、効率性、環境への配慮等に鑑み、特に確認が必要と判断した場合には、上記8種類以外の書類に関しても検査の対象とする場合がある。

（脱炭素の推進）

第38条 本工事は、建設段階での脱炭素の推進に受注者の希望により取り組むことができる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市公共工事脱炭素推進試行要領」に基づき実施するものとする。

（千葉開府900年記念事業）

第39条 本工事は、「千葉開府900年記念事業」対象工事である。実施に際しては、別紙2「千葉開府900年記念事業に関する特記仕様書」によるものとする。

（中温化アスファルト混合物）

第40条 本工事は、脱炭素への取り組みの一環として、CO₂排出抑制や作業環境改善等の効果が期待できる中温化アスファルト混合物を活用する工事である。

材 料

（道路用溶融スラグの品質等）

第41条 道路用溶融スラグ骨材は、加熱アスファルト混合物の細骨材に使用するもので、品質等は次によるものとする。

- 1 道路用溶融スラグは、千葉市所管の清掃工場において生成されたものを使用するものとする。
- 2 道路用溶融スラグは、日本産業規格（J I S A 5 0 3 2）「一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格に適合するものでなければならない。
- 3 道路用溶融スラグは、加熱アスファルト混合物の骨材全体重量比の10%以下で使用するものとする。
- 4 工事の施工にあたり、道路用溶融スラグの供給が不足することが予想できた場合・不足した場合は、使用合材を再生合材に変更できるものとする。
なお、その場合は、事前に監督職員と協議を行うものとする。
- 5 工事の施工にあたり、上記に定めのない事項については、共通仕様書第1編共通編、第6編道路編及び千葉市土木工事施工管理基準によるものとする。

（コンクリートのアルカリ骨材反応）

第42条 コンクリート及びコンクリート工場製品の使用にあたっては、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」（以下「抑制対策」という。）及びアルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（以下「実施要領」という。）によらなければならない。

なお、抑制対策及び実施要領と他の設計図書との間に相違がある場合は、抑制対策及び実施要領を優先する。

（品質規格証明資料）

第43条 工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

その他

（技術研修会の開催に対する協力）

第44条 受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。

（アンケート等調査の協力）

第45条 監督職員から各種制度の取組みに関するアンケート等の調査依頼があった場合、これに協力しなければならない。

（設計変更）

第46条 本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で小黑板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。対象工事では、以下の 1 から 4 の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、小黑板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、第 1 項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第 2 項に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第3項に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

本特記仕様書は、「千葉開府 900 年記念事業」対象工事に適用する。

- 1 千葉開府 900 年記念事業（以下「記念事業」という。）とは、令和 8 年に千葉開府 900 年を迎えるにあたり、「千葉開府 900 年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。
- 2 記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。
 - （1）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、「工事標示板、工事情報看板、工事説明看板」ごとにロゴマーク・キャッチコピーを掲示（参考：別紙 1）するものとする。
- 3 ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。
 - （1）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、「別紙 1」に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。
 - （2）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。また、掲示位置については「別紙 1」を参考に示すが、現場状況や工事看板内容などを考慮し、受発注者間の協議により決定すること。
 - （3）ロゴマーク・キャッチコピーの看板への表示方法は、看板と同時製作を基本とするが、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。
 - （4）記念事業の実施は、記念期間終了の令和 9 年 3 月 31 日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
- 4 記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。

